

再意見書

平成21年7月13日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-0004

(ふりがな) とうきょうとち よ だ く おおてまち1ちようめ8ばん1ごう
住所 東京都千代田区大手町1丁目8番1号

おおてまちびる かい
KDDI大手町ビル19階

(ふりがな) にほんいんたーねつとえくすちえんじかぶしきかいしゃ
氏名 日本インターネットエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 いしだ よしき
石田 慶樹

電話番号

電子メールアドレス

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

このたびは、「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案(東日本:新旧対照表、西日本:新旧対照表)」について、再意見提出の機会をいただいたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきます。

[要旨]

IPv6インターネット接続方式については、接続事業者の観点からだけでなく、利用者やコンテンツ事業者、さらには新規サービス・新規事業開発の観点からの検討も必要であると考えます。現時点においては、複数の方式が用意されることにより事業者やユーザ側に選択肢が残されることが必要であると考えます。

[複数方式の存在について]

複数の方式の存在はユーザに混乱を招く可能性が皆無とは言えませんが、その一方で複数の方式が存在することにより同じ方式内での事業者間競争に留まらず、異なる方式間のサービス間競争も期待できることから、最終的にはユーザの利便性を高めることとなります。また事業者の観点としては、複数の方式が存在することにより、各社のビジネスモデルに合致した方式を選択することが可能になるものと考えます。

[サービス開始時期について]

いずれの接続方式についても、2011年4月のサービス開始時期を待たずに様々なトライアルを行うことにより、事前準備を十二分に行うことが肝要であると考えます。

[トンネル方式について]

トンネル方式はこれまでのIPv4での接続方式をほぼ類似の形式ではありますが、IPv4とIPv6では本質的に異なることもあり、同一であることを要求すべきではないと考えます。

HGWのIPv6トンネル接続機能の実装については、全ユーザが利用するとは限らない機能までもHGWで用意することとなり、ユーザに要らざるコスト負担を強いるものであり、さらに端末自由化の流れに反するものであると考えます。また、トンネル接続を終端するアダプタについては、宅内機器であることか

らユーザの意思で選択できるようにすべきであると考えます。

IPv4とIPv6のトンネルを同一にせず別々のものとするは、新規にIPv6でのみサービスを開始しようとする事業者に機会を与えるためにも必須であると考えます。

[ネイティブ方式について]

ネイティブ方式については、当面最大3社に限定されますが、その制限の緩和については不断の検討を求めることが適当だと考えます。

選定手続・基準に関しては、公平かつ慎重な検討が十分行われるとともに、選定結果に対しての監督官庁もしくは公正な第三者による検証が可能な仕組みが用意されることが必要であると考えます。特に、「インターネット接続サービスの契約数」の取り扱いに関して、同一の事業者が複数のネイティブ接続事業者へ申込みを行えることから、契約数が多重に計上されないような基準の導入が必要であると考えます。

技術的な課題についても、ネイティブ接続事業者との間で協議を進めるべきであり、特に相互接続個所の数と場所、ユーザ向けDNSの設置場所と運用方法については、協議の中で合意すべきだと考えます。

以上